

## 災害時における医療救護に対する活動協力についての確認書

一般社団法人大阪市城東区医師会（以下「甲」という）、大阪市城東区役所（以下「乙」という）及び大阪市城東消防署（以下「丙」という）は、災害時における医療救護に対する活動協力について、以下の内容について合意したので確認書を締結する。

- 1 昭和 58 年 9 月 1 日に大阪市と社団法人大阪府医師会との間で締結した「災害時における医療救護についての協定書」（以下「協定書」という）に基づき、災害発生時における医療救護活動を協力して行い、協力体制の具体的な内容について継続的に協議を行う。
- 2 大阪市地域防災計画において想定されている災害（地震、風水害等異常な自然現象または大規模な火事等）若しくは事故災害（航空、道路、鉄道等）が発生し、大阪市城東区災害対策本部が設置されることが予測される場合（但し、上記協定書第 9 条が適用される場合には、同協定を優先する）に、災害発生時の初期段階における城東区の医療救護の万全を期するため、乙または丙が行う医療救護活動に対して、甲の会員うち、協力可能な医師の有志らにより実施する医療救護活動への協力について、次のとおりとする。
  - (1) 甲の会員有志は、災害が発生した時点において、乙が要請した場合に、社会貢献の一環として人道的立場から災害発生場所に駆けつけ、乙または丙と協議・調整のうえ、医療救護活動への協力を行う。この場合の甲の会員有志の協力は、民法 698 条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、甲は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数の有志を確保する義務を負うものではない。
  - (2) 甲の会員有志が行う上記の医療救護活動協力及び同経費の負担については、上記協定書を準用する。
- 3 この確認書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、3 者協議の上決定する。
- 4 この確認書の有効期間は、平成 25 年 5 月 28 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。但し、この確認書の有効期間の終了前 30 日までに、3 者から別段の意思表示がないときは、更に 1 年間延長され、以後同様とする。

本確認書を証するため、本書 3 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 25 年 5 月 28 日

甲 一般社団法人大阪市城東区医師会会長 有 賀 秀 治

乙 大阪市城東区長 細 井 敦 子

丙 大阪市城東消防署長 本 田 孝